

**司法書士法教育ネットワーク 第6回定時総会・記念研究会**  
**学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ、法教育に取り組むのか～ (1-5)**  
2014年6月22日(日)午後1時30分～午後5時30分 京都司法書士会館にて

登壇者	角田 仁氏	元・東京都立小山台高等学校定時制 教諭 現・東京都立一橋高等学校定時制 教諭
	森 香苗氏	司法書士 東京司法書士会会員
	浅井 健氏	司法書士 京都司法書士会会員
	佐藤 功氏	大阪府立旭高等学校 教諭
進行役	大野栄司氏	司法書士 大阪司法書士会法教育推進委員会委員長

**【1】開会あいさつ・趣旨説明**

司会 それでは時間になりましたので、司法書士法教育ネットワーク第6回定時総会・記念研究会を開催いたします。本日は、みなさま蒸し暑い天気の中、京都へお越しいただきましてありがとうございます。本日の司会、進行をつとめさせていただきます、事務局の川野と申します。よろしくお願ひいたします。

携帯電話なのですが、この時間をもちましてマナーモードにさせていただくか、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それから、会場内で広報用の写真撮影をさせていただきます。写真は当ネットワークのホームページ、それから会報等で掲載させていただきます。お差し支えあるという方がいらっしゃいましたら、先にお申し付けくださいませ。どうぞよろしくお願ひいたします。

では最初に当ネットワーク会長の西脇正博よりごあいさつ申し上げます。

西脇 みなさんこんにちは。今日はお休みのなか、みなさんそれぞれの立場ですごく忙しいことと思います。たまの日曜日、ゆっくりということもございますでしょうけれども、お越しいただきありがとうございます。今日は福岡、岡山、東京、その他各地から担当の方々に研究会に参加していただいております。このあと、事務局から本日の第6回研究会の趣旨説明がありますけれども、東京と大阪から高校の先生、角田仁さん、佐藤功さんにもお越しいただきましてそれぞれの取り組みを報告していただきます。私もちのしみにしております。報告のあとも質疑応答の時間も設けますので、ぜひみなさまからも活発なご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

司会 西脇会長ありがとうございました。それでは定時総会に先立ちまして、記念研究会を開催いたします。本日の研究会のテーマは「学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ、法教育に取り組むのか～」です。研究会の進行予定ですが、前半の実践報告(1)と司法書士からの応答は3時5分までを予定しております。その後休憩をはさみまして後半の実践報告に移り、午後4時5分まで実践報告(2)を予定しております。その後、登壇者とみなさんとの意見交換会、会場討論を行う予定になっております。最後までどうぞみなさまよろしくお願ひいたします。研究会終了予定は午後4時40分で、その後はネットワークの定時総会を開催いたしますのでお時間ある方はそちらの方も参加をお願ひいたします。

では開会に先立ちまして、お手元の資料を確認させていただきます。まず、パワーポイント画面図のついた〔定時制高校『市民科・社会参加』に

おける法教育の実践] というものがひとつ、[小山台高校における法教育の取り組み] というレジメ・資料一式、[「どーせ変わらんし!」を乗りこえる、「はたらくを学ぶ」授業] と資料として[せーけーぷりんと] というもの、[労働法教育の取組み] というものです。研究会の資料が以上で、あとは質問用紙が1枚、今回の研究会のアンケートが1枚、それぞれお手元にあるでしょうか。お持ちでない方がいらっしゃいましたら受付にお申し出ください。

それでは記念研究会を開催したいと思います。ここで研究会の司会の大野さんにバトンタッチしたいと思います。大野さんお願いします。

大野 みなさんこんにちは。ご紹介にあずかりました大阪司法書士会法教育推進委員会委員長の大野と申します。よろしくお願いたします。本日もご登壇いただきます4名の方を順に紹介させていただきます。まず「定時制高校「市民科・社会参加」での法教育実践」を報告いただきます元・東京都立小山台高等学校定時制、現在は東京都立一橋高等学校定時制教諭であられる角田仁さん、東京司法書士会会員の森香苗さん、京都司法書士会会員の浅井健さん、大阪府立旭高校教諭の佐藤功さんです。

それではまず、本日の記念研究会の開催趣旨について、当ネットワーク事務局長の小牧さんから説明させていただきます。

小牧 みなさんこんにちは。事務局長の小牧です。本日の記念研究会の企画趣旨についてご説明させていただきます。このあとネットワークの定時総会のなかでご審議いただくことになっているのですが、当ネットワークでは今年度＝2014年度の事業計画のなかで二つの新規事業に取り組むことにしています。一つが去年から継続している労働法教育教材検討チームによる労働法教育の参考事例集、仮称なんですけれどもこちらの制作と、それから、日本司法書士会連合会との共同事業による、これも仮称ですが『司法書士のための法教育・消費者市民教育ハンドブック』、こちらの編集、発行という二つの新規事業です。

労働法教育の参考事例集の方は、当ネットワークのホームページを通じてウェブ公開を、また、ハンドブックの方は、現在連合会と調整中ですが、可能な限り司法書士会の全会員、それから新入会員、関係者に配布できる冊子として準備をすすめているところです。これらの事業に取り組むねらいですけれども、長年、全国各地で取り組まれてきた司法書士による法教育、あるいは消費者教育の活動の成果をともに確認しておきましょう、それから、活動の意義、目的を再確認して司法書士会全体の共通認識としていきましょう、そしてさまざまな場面、テーマで取り組まれている法教育や消費者教育の実施の際の留意点を整理して、私たち自身の活動のレベルの底上げをしていきましょう、そういったことをねらいとしています。

ところでですね、これらの企画をすすめていくなかで、私たち司法書士がなぜ法教育活動に参加するのか、その参加していく意義はどこにあるのだろうか、あるいは、なぜ私たちは法教育に取り組むのか、取り組まなければいけないのか、という問いに対して、やはり一定の答えとか、見解を提示していかなければいけないだろうと思われました。では、どのような答え、見解を示せるのでしょうか。私の思いと、みなさんの思いは同じでしょうか。違うのでしょうか。あるいはどこに共通項があるのでしょうか。そして私たち司法書士が思っているそのことと、学校教育の現場の教師のみなさんとは、共通の思いなのでしょう。本日はそのことをこの研究会のなかで考えていきたいと思っています。私たちはなぜ法教育に取り組むのかということについて、みなさんとともに考えていきたい。そしてその

成果を事例集とかハンドブックの制作事業に活かしていきたい、そういう趣旨で企画をしました。今日は、その考えるための材料として、実践報告、活動報告ということで登壇者のみなさんにご準備いただいています。

一つ目が、東京司法書士会と定時制高校がともに取り組んだ連続授業の実践報告ということで角田教諭と森司法書士から、それから特に労働法のテーマに注目した司法書士の取り組み報告ということで浅井司法書士から、それから働くことを学ぶ実践報告ということで佐藤教諭から、それぞれご報告をいただき、これらを題材にして、あらためて私たち法律専門家、司法書士はなぜ法教育に取り組むのか、そしてご参加いただいている教師のみなさんにも、私たち教師はなぜ法教育に取り組む法律専門家を学校に招き、生徒に向き合わせようとするのかということをおみなさんとともに考えていきたいと思っております。

そのような企画趣旨です。どうぞよろしくおねがいたします。それでは司会の 大野さん、よろしくお願ひします。